

文部科学省配布資料

- 被災した児童生徒に対する奨学金等……………P1
- 被災児童生徒就学支援等特例交付金……………P9
- 緊急スクールカウンセラー等派遣事業……………P10

平成24年11月9日



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

奨学金関連情報の掲載のご案内

被災した子どもたちへの経済的支援に関する情報を
文部科学省HPに掲載しています

東日本大震災により被災した子どもたちの夢や希望を応援するため、
企業や公益法人、地方公共団体など様々な団体が、
奨学金事業等を実施し、支援の手をさしのべています。



文部科学省は、経済的な支援を必要としている家庭や子どもたちに、
これら奨学金事業等の情報をお届けす
るため、『東日本大震災からの復興
-教育現場を通じて-』『各種情報・
リンク集』にて、奨学金関連情報を取
集し、一覧にして掲載しています。

東日本大震災からの復興>>各種情報・リンク集

>>奨学金関連情報

当サイトへの奨学金関連情報掲載のご希望も、同URLより承っています。

<http://fukkokoiku.mext.go.jp/links.html>

*高等教育段階（大学・高専等）の学生への支援一覧は、独立行政法人日本学生支援機構HPへのリンク

文部科学省からのお願い

奨学金関連情報が支援を必要とする人のもとへ届くよう、各自治体・関係機関の皆様におかれましては、本チラシを活用のもと、当該ページの周知にご協力ください。

東日本大震災からの復興-教育現場を通じて-

文部科学省では、「復興教育支援事業」や各学校から情報提供いただいた被災地復興に係る活動事例について、広く情報提供を行うため、新たに「東日本大震災からの復興-教育現場を通じて-」のWebサイトを開設しています。

東日本大震災からの復興

検索

被災した児童生徒等に対する奨学金等【幼稚園～高校まで】

- ・当該情報は、親を亡くした子どもを含め、被災し経済的な理由から就学等が困難な子どもに対し、奨学金等の事業を実施するものを一覧として整理したものであり、適宜、追加していく予定です。
 ・当該情報は、未就学児から高等学校に在籍する幼児児童生徒等を対象にしているものを掲載しました。
 ・奨学金等の詳細については、それぞれの奨学金等の窓口にお問い合わせ下さい。

No.	団体名	名称	対象	期間	給付/貸与の内容	他の奨学金等と併給の可否	採用人数	申請窓口	応募締切	特記事項	HP等連絡先	寄附等の募集の有無
【地域指定のないもの】(震災時に災害救助法適用地域に居住していた等の要件があるものを含む)												
i) 一時給付金を給付するもの												
1	あしなが育英会	特別奨学一時金	東日本大震災によって、保護者の方(父又は母)などが死亡あるいは行方不明、または著しい後遺障害を負った家庭の子ども	-	【一時金(給付)】 ①未就学児50万円 ②小中学生50万円 ③高校生・浪人生80万円 ④大学、専修学校・各種学校、大学院生100万円	可	対象者全員	あしなが育英会 Tel 0120-77-8585 又は03-3221-0888	平成24年3月10日(締切まで随時給付)	特例奨学金(無利子貸与)事業も実施。	http://www.ashinaga.org/higashi_nihon/	有
2	特例民法法人全国里親会	大震災こども救援基金	東日本大震災で両親を失った震災孤児等 ※震災により一人親となり子どもの養育が困難となった親から子どもを預かっている親族や知人も含む	-	【一時金(給付)】 7万円	可	対象者全員	全国里親会 Tel 03-3404-2024 Fax 03-3404-2034	なし(随時給付)		http://www.zensato.or.jp/	有
3	社会福祉法人朝日新聞厚生文化事業団	こども応援金	・東日本大震災で両親が亡くなったか行方不明状態の子ども ・地震発生時に1人親家庭で暮らしており、その親が震災で亡くなったか行方不明状態の子ども(原則として震災前に一方の親を亡くしていて、震災でもう一方の親が亡くなったか、行方不明状態の子ども) ※申込時点で満18歳以下であること	-	【一時金(給付)】 ・未就学児:300万円 ・小学生:300万円 ・中学生:200万円 ・高校生:150万円(中学校卒業～満18歳)	可	対象者全員	朝日新聞厚生文化事業団 「こども応援金」係 〒104-8011 東京都中央区築地5-3-2 Tel 03-5540-7446 Fax 03-5565-1643	平成24年3月31日(必着)		http://www.asahi-welfare.or.jp/info/2011/tokyo/kodomouuenkin2011.html	有

被災した児童生徒等に対する奨学金等【幼稚園～高校まで】

- ・当該情報は、親を亡くした子どもを含め、被災し経済的な理由から就学等が困難な子どもに対し、奨学金等の事業を実施するものを一覧として整理したものであり、適宜、追加していく予定です。
- ・当該情報は、未就学児から高等学校に在籍する幼児児童生徒等を対象にしているものを掲載しました。
- ・奨学金等の詳細については、それぞれの奨学金等の窓口にお問い合わせ下さい。

No.	団体名	名称	対象	期間	給付／貸与の内容	他の奨学金等と併給の可否	採用人数	申請窓口	応募締切	特記事項	HP等連絡先	寄附等の募集の有無
ii) 小学校～高等学校までの期間、継続的に支援するもの												
4	公益社団法人日本ユニセコ協会連盟、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ、株式会社三菱東京UFJ銀行	MUFG・ユニセコ協会 東日本大震災復興育英基金	平成23年3月11日時点で災害救助法適用地域に居住していた、両親または父母いずれかが死亡・行方不明となった、小中高校生 ※平成24年～26年の各4月に小学校入学予定の幼児については、平成24年度以降、改めて募集	給付開始時から高校卒業まで（上限は満20歳の誕生日月まで）	【一時金（給付）】 ・給付開始時に一時金10万円 【給付】 ・小中高校在学期間中に毎月2万円を給付	可	対象者全員	ユニセコ協会 Tel 03-5424-1121 (MUFG・ユニセコ協会東日本大震災復興育英基金担当)	平成23年7月20日 ※締め切りしました。 平成23年8月31日 (第二次締切) ※締め切りしました。 引き続き、左記申請窓口へのお問い合わせを受付中		http://www.unesco-scholarship.jp/scholar/	無
5	特例民法法人高速道路交流推進財団	東日本大震災震災遺児修学資金	・東日本大震災により死亡、又は行方不明の両親、父、母、又は親以外の方に養育されていた震災遺児で、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、大学（短期大学を含む）に在学中の者 ・未就学児も、将来の給付対象者として、登録受付	申込のあった学年から大学第4学年終了まで	【給付】 ・年額28万2千円 ・高校卒業時に高等学校卒業祝い金10万円	可	対象者全員	財団法人高速道路交流推進財団 Tel 0120-768-660 又は Tel 03-5623-1653 (企画部企画二課) (平日/9:30-17:30)	なし		http://www.highway.or.jp	無

被災した児童生徒等に対する奨学金等【幼稚園～高校まで】

・当該情報は、親を亡くした子どもを含め、被災し経済的な理由から就学等が困難な子どもに対し、奨学金等の事業を実施するものを一覧として整理したものであり、適宜、追加していく予定です。
 ・当該情報は、未就学児から高等学校に在籍する幼児児童生徒等を対象にしているものを掲載しました。
 ・奨学金等の詳細については、それぞれの奨学金等の窓口にお問い合わせ下さい。

No.	団体名	名称	対象	期間	給付/貸与の内容	他の奨学金等と併給の可否	採用人数	申請窓口	応募締切	特記事項	HP等連絡先	寄附等の募集の有無
Ⅲ) 高等学校～大学等までの期間、継続的に支援するもの(進学を希望する者を含む)												
6	株式会社ローソン (運営事務局:特定非営利活動法人チャリティープラットフォーム)	震災遺児修学援助基金	・岩手・宮城・福島各県居住時に東日本大震災で被災し、就学が困難な状況が見込まれる、高校生、高等専門学校、高等専修学校生 ・中学校3年生も予約奨学生として募集受付 ※学校の推薦を受けることが必要	高校・高等専門学校卒業まで又は専門学校・大学等の上級学校(大学院を除く)卒業まで(最長7年間)	【給付】 月額3万円	可	1,000人	在籍する学校	平成23年7月31日 ※締め切りしました。	募集人数を上回る応募があった場合、「夢を応援基金」制度検討委員会が策定した選考基準に則って対象者を選考し、学校経由で連絡。	(ローソンHP) http://www.lawson.co.jp/campaign/static/genki/kin/ (特定非営利法人チャリティープラットフォームHP) http://www.charity-platform.com/yumeouenkin-2011/	有
7	公益財団法人交通遺児育英会	交通遺児育英会奨学金(東日本大震災被災者子女の交通遺児としての採用)	保護者等が交通事故により死亡又は著しい後遺障害をおい教育費に困っている家庭の、高等学校以上の生徒・学生 ※保護者が車両に乗って出かけた震災の影響で死亡・行方不明となった場合等を含む	在籍する学校の最短修業年限	【貸与】 高校生2～4万円、大学生4～6万円 ほか	可	対象者全員	在籍する学校又は直接団体へ (交通遺児育英会奨学課) Tel 0120-52-1286	毎年度末までほぼ随時募集(応募する学校種によって異なる)		http://www.kotsuji.com/	有
8	毎日新聞社、毎日新聞東京・大阪・西部社会事業団	毎日希望奨学金	東日本大震災で保護者を亡くした、高校生以上の震災遺児	大学卒業までの最短修業年度	【給付】 月額2万円	可	50人程度	毎日新聞東京社会事業部(左記HPより申請書ダウンロードのうえ)	平成23年8月10日 ※締め切りしました。		http://www.mainichi.co.jp/shakajigyo/	有
9	一般財団法人 教育支援グローバル基金	BEYOND Tomorrow ビヨンドトゥモロー	東日本大震災で被災し、2012年度4月に大学・専門学校・その他教育機関に進学を希望する者で、震災被害を乗り越えて社会に貢献できる人材になることを志す者	大学等卒業までの最短修業年度	【給付】 学費全額(一部上限あり) 生活費 その他手当て	未定	20～30人	一般財団法人教育支援グローバル基金 Email info@beyond-tomorrow.org	11月中旬予定 ※締め切りしました。		http://beyond-tomorrow.org/	未定
10	公益財団法人みちのく未来基金	公益財団法人みちのく未来基金	次の条件のいずれにもあてはまる人です。 (1)東日本大震災において、両親もしくはいずれかの親を亡くした子供であること。 (2)高等学校もしくは高等専門学校に在学し、大学及び短期大学、各種専修学校への進学もしくは編入を希望するもの。 (3)高い志を持ち、品行が正しく、かつ、健康である者。 (4)大学進学を希望の場合、進学時点で満20歳を超えていないこと。 (5)大学及び各種専修学校への進学の希望者は高校新卒者に限る。(2012年3月卒業以降)但し、高校を卒業後、大学進学を目指す為に浪人をしている場合は前項(4)の規定内に限り応募できる。 (6)高等専門学校より大学への編入の希望者は、高等専門学校新卒者に限り応募できる。	進学先の正規の最短就学年限となります。 留年等は支給を廃止します。	【給付】 年額300万円	可	対象者全員	学校を通じて下記書類を本基金に提出してください。但し、浪人をして大学進学を目指している場合はこの限りではありません。詳しくは基金事務局までお問い合わせ下さい。	毎年5月20日本基金必着。 ※平成23年度については随時募集しています。	公益財団法人みちのく未来基金 電話(022)777-8157 FAX(022)777-8153 【E-mail】 info@michinoku-mirai.org 【HP】 http://michinoku-mirai.org/	有	

被災した児童生徒等に対する奨学金等【幼稚園～高校まで】

- ・当該情報は、親を亡くした子どもを含め、被災し経済的な理由から就学等が困難な子どもに対し、奨学金等の事業を実施するものを一覧として整理したものであり、適宜、追加していく予定です。
- ・当該情報は、未就学児から高等学校に在籍する幼児児童生徒等を対象にしているものを掲載しました。
- ・奨学金等の詳細については、それぞれの奨学金等の窓口にお問い合わせ下さい。

No.	団体名	名称	対象	期間	給付/貸与の内容	他の奨学金等と併給の可否	採用人数	申請窓口	応募締切	特記事項	HP等連絡先	寄附等の募集の有無
iv) その他(支給対象が未定のものを含む)												
13	東京弁護士会	東京弁護士会被災高校生特別支援金	次のⅰ、ⅱ、ⅲの要件に該当する方 ⅰ 岩手県、宮城県または福島県のいずれかの県内の高等学校に在籍している方 ⅱ 東日本大震災当時上記3県の沿岸市町村に居住していた方 ⅲ 東日本大震災によってご両親(これに準ずる保護者を含む)の一方または両方が死亡または行方不明となり、学業への取り組みに困難が生じている方	平成23年9月から平成24年8月まで ※高校3年生は卒業するまで	【給付】 月額1万5千円	可	60人程度	東京弁護士会 Tel 03-3581-2208 Email gienkin@toben.or.jp (財務課被災高校生特別支援係)	平成23年8月22日 ※締め切りしました。	詳細情報・応募に関する必要書類等は右記URLに掲載。	http://www.toben.or.jp/	有

被災した児童生徒等に対する奨学金等【幼稚園～高校まで】

・当該情報は、親を亡くした子どもを含め、被災し経済的な理由から就学等が困難な子どもに対し、奨学金等の事業を実施するものを一覧として整理したものであり、適宜、追加していく予定です。
 ・当該情報は、未就学児から高等学校に在籍する幼児児童生徒等を対象にしているものを掲載しました。
 ・奨学金等の詳細については、それぞれの奨学金等の窓口にお問い合わせ下さい。

No.	団体名	名称	対象	期間	給付／貸与の内容	他の奨学金等と併給の可否	採用人数	申請窓口	応募締切	特記事項	HP等連絡先	寄附等の募集の有無
【地域指定のあるもの(震災発生時の在学地域等)】												
1	岩手県	いわての学び希望基金	東日本大震災により親を失った、未就学児から大学生等	大学等卒業まで	【給付】 ・未就学児：月額1万円 ・小中学生：月額1万円 ・高校生：月額3万円 ・大学・専門学校生等：月額5万円 【一時金(給付)】 ・小学校卒業時：5万円 ・中学校卒業時：10万円 ・高校卒業時：30万円	原則可	対象者全員	岩手県教育委員会事務局教育企画室総務担当 Tel 019-629-6108	未定	募集開始時期は追って掲載	http://www.pref.iwate.jp/index.rbz	有
2	宮城県	東日本大震災みやぎ子ども育英基金奨学金	平成23年3月11日時点で満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあった者で、東日本大震災に起因する理由によって、生計を一にし現に養育をしていた保護者が死亡し、又は行方不明となっている子どもで、学校等に在籍している児童、生徒等。	申請のあった学年から満22歳に達する日以後の最初の3月31日まで、学校等に在籍している期間。ただし、大学において6年制課程に進学した場合は、満24歳に達する日以後の最初の3月31日まで。	【月額金給付】 ・小中学生 月額10,000円 ・高校生、高等専門学校生(1学年～3学年)等 月額 20,000円 ・大学生、高等専門学校生(4学年～5学年)、専修学校(専門課程)生 月額30,000円 ・教育長が別に定める教育施設等に在籍する者 月額30,000円以下で教育長が別に定める額 【一時金給付】 ・小学校卒業時 150,000円 ・中学校卒業時等 200,000円 (3) 高等学校卒業時等 600,000円	原則可	対象者全員	宮城県教育庁総務課総務班 電話022-211-3611 ※県内の小中学校、高校に在籍している場合は、その学校に申請書を提出してください。	・平成22年度一時金 ・平成23年度月額金 →H24.2.10まで ・平成23年度一時金以降は、 【一時金】 毎年3月～4月末まで 【月額金】 新規→随時 継続→毎年4月中	・未就学児を対象とした支援金制度もあります。詳しくは、宮城県保健福祉部子育て支援課助成支援班にお問い合わせください。 連絡先 電話022-211-2532 FAX022-211-2591	宮城県教育庁総務課総務班 〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1 電話 022-211-3611 FAX 022-211-3699 【E-mail】 koikgg@pref.miyagi.jp 【HP】 http://www.pref.miyagi.jp/kyouiku/temp050525/suppoptpage.htm	有
3	福島県相馬市	相馬市震災孤児等支援金	東日本大震災の発生時に市内に在住していた、0歳から18歳までの親を亡くした遺児・孤児	0歳から満18歳となる年度まで	【給付】 月額3万円	可	対象者全員	社会福祉課	なし	申請受付は6月議会以降となる見込み	http://www.city.soma.fukushima.jp/0311_jishin/gienkin/tunami_orphan_j.html	有
4	鈴木善幸記念教育基金(岩手県山田町住民有志)	鈴木善幸記念教育基金	東日本大震災で親を失った、山田町の学業優秀な生徒(高校生)	1年間	【無期限・無利子貸与】 月額3万円	可	未定	左記URLから問い合わせ又は龍昌寺 Tel 0193-82-3089(龍昌寺)	随時		http://www.ryushotemple.sakura.ne.jp/others/2011-suzuki_kikinn/suzuki_kikinn.html	有
5	公益財団法人奥田育英会	東日本大震災被災孤児育英金(二次募集)	(1)平成23年3月11日現在、宮城県内の小学校・中学校・高等学校に在学、かつ申請時現在、宮城県内外の小学校・中学校・高等学校に在学中の者(尚、平成23年4月入学の新小学1年生を含みます) (2)(1)に該当するもので、東日本大震災発生を事由に両親共に死別した者	-	【一時金(給付)】 50万円	可	給付総額6,000万円まで(一次募集、二次募集合計金額)	公益財団法人奥田育英会 TEL 073-433-9140 Mail: info@okuda-ikuseikai.org	平成23年12月31日		http://okuda-ikuseikai.org/index.html	無

被災した児童生徒等に対する奨学金等【幼稚園～高校まで】

・当該情報は、親を亡くした子どもを含め、被災し経済的な理由から就学等が困難な子どもに対し、奨学金等の事業を実施するものを一覧として整理したものであり、適宜、追加していく予定です。
 ・当該情報は、未就学児から高等学校に在籍する幼児児童生徒等を対象にしているものを掲載しました。
 ・奨学金等の詳細については、それぞれの奨学金等の窓口にお問い合わせ下さい。

No.	団体名	名称	対象	期間	給付／貸与の内容	他の奨学金等と併給の可否	採用人数	申請窓口	応募締切	特記事項	HP等連絡先	寄附等の募集の有無
6	鳥取県	東北太平洋沖地震により被災された児童生徒に対する入学仕度金	東日本大震災で被災し、保護者が死亡又は行方不明等となったことにより、鳥取県内に転編入学する小中高校生等のうち、継続して1ヶ月以上居住することが見込まれる者	1年間	【一時金】 ①小・中学生 10万円/人 ②高校生等 20万円/人	可	対象者全員	転編入学する学校	平成24年3月末 (応募締切まで随時採用)		http://www.pref.tottori.lg.jp/ikuishougaku/ (鳥取県教育委員会事務局 局人権教育課育英奨学金室) 0857-29-7145	無
7	鳥根県	東日本大震災被災者就学支援資金	東日本大震災で被災し、鳥根県内高校に転編入学を許可された者のうち、①住宅が全壊又は半壊等の被害を受け居住できなくなった者、又は②在籍又は進学予定だった高等学校が被害を受け、通学困難な者、又は③原子力発電所の事故による避難措置及び屋内待避措置のため、従来の住宅に住めなくなった者	1年間	【一時金等(現物給付含む)】 教科書等図書費、学用品費、学校団体徴収金等	可	対象者全員	転編入学する学校	随時採用 (入学・転学後速やかに)	入学検定料及び入学料の免除もあり	(鳥根県教育庁 高校教育課) 0852-22-6480	無
8	長崎県	東日本大震災被災生徒助成補助金	東日本大震災により被災した児童生徒で長崎県に転入学した者	平成23年度限り	【一時金等(現物給付含む)】 教科書費等、学校諸納金等、寄宿舎関係費	可	対象者全員	転入学する学校	平成24年3月末 (応募締切まで随時採用)		(長崎県教育庁 教育環境整備課) 095-894-3323	無
9	公益財団法人東日本大震災復興支援財団	高校生対象給付型奨学金「まなべる基金」	(1)東日本大震災発生時に岩手県・宮城県・福島県の、高等学校、高等専門学校、もしくは高等専修学校等。または中学校に在学しており、かつ、2012年4月1日時点で高校等に在籍していることが見込まれる生徒。 (2)東日本大震災発生時に家計を支える方が岩手県・宮城県・福島県に居住していた生徒。 (3)東日本大震災の影響により、家庭が経済的に困窮し、進学・修学が困難な生徒。 (4)他の給付型奨学金を受給していない生徒。 (5)希望を持った高校生活を送る意欲のある生徒。	2012年4月から、高等学校、高等専門学校(3年生まで)、または高等専門学校に在学中の期間(最大3年間)	【給付】 月額20,000円	給付型奨学金との併用不可	1000名程度	【申請者用】 応募は、学校を通して当財団に提出していただきます。 応募者は、応募書類を現在所属する中学校または高校等に提出してください。 【学校用】 東京都港区三田3-8-8日本郵便高輪支店支店留 公益財団法人東日本大震災復興支援財団「まなべる基金」担当 TEL 03-6400-0700	2011年12月2日(金)消印有効(所属の中学校または高校等から、応募書類を当財団に郵送していただく期限です。) ※締め切りしました。		http://minnado-ganbaro.jp/manaberukin/index.html	有

※ 上記以外にも、全都道府県で高校生に対する奨学金事業を行っています。その中で、被災し修学困難となった高校生を緊急採用する等、被災者への重点的な貸付を行っている自治体もあります。各都道府県による奨学金事業についての詳細は、別紙の高校奨学金担当までお問い合わせください。

被災した児童生徒等に対する奨学金等【幼稚園～高校まで】

- ・当該情報は、親を亡くした子どもを含め、被災し経済的な理由から就学等が困難な子どもに対し、奨学金等の事業を実施するものを一覧として整理したものであり、適宜、追加していく予定です。
- ・当該情報は、未就学児から高等学校に在籍する幼児児童生徒等を対象にしているものを掲載しました。
- ・奨学金等の詳細については、それぞれの奨学金等の窓口にお問い合わせ下さい。

No.	団体名	名称	対象	期間	給付／貸与の内容	他の奨学金等と併給の可否	採用人数	申請窓口	応募締切	特記事項	HP等連絡先	寄附等の募集の有無
【留学費用を支援するもの】												
1	公益財団法人AFS日本協会	ジャパン・ソサエティーみちのく応援奨学金	東日本大震災および福島原発事故発生当時に被災地(※1)に居住又は在学していた生徒(※2)で、AFSプログラムに応募し、高等学校在学中に年間留学(※3)を希望する者 ※1 青森県、岩手県、宮城県、福島県の全域。(茨城県、千葉県は平成23年5月9日時点で災害救助法適用自治体のみ) ※2 現在中学3年生～高校2年生 ※3 派遣対象国は米国限定	平成23年～25年	【留学費用(給付)】 125万円(AFS年間派遣プログラム参加費全額)諸経費(研修参加交通費、ピザ取得費等)	否	各年5人程度	公益財団法人AFS日本協会 Tel 03-6206-1911 Fax 03-3507-4300 資料請求 0120-51-0173	(平成23年) 平成23年9月27日 ※締め切りしました。 (平成24年～) 未定	(平成23年) 「AFS年間派遣プログラム第59期選考1(平成23年10月9日実施)への応募・受験が必要」※応募締切りは左記に同じ。 (平成24年～) 「AFS年間派遣プログラム選考」(詳細未定)への応募・受験が必要	http://www.afs.or.jp/	無
2	公益財団法人AFS日本協会	みちのく応援奨学金	東日本大震災および福島原発事故発生当時に被災地(※1)に居住又は在学していた生徒(※2)で、AFSプログラムに応募し、高等学校在学中に年間留学(※3)を希望する者 ※1 青森県、岩手県、宮城県、福島県の全域。(茨城県、千葉県は平成23年5月9日時点で災害救助法適用自治体のみ) ※2 応募時に中学3年生～高校2年生 ※3 派遣対象国はAFS日本協会が年間派遣を行っている国(約35カ国)	平成23年～25年	【留学費用(給付)】 125万円(AFS年間派遣プログラム参加費全額)諸経費(研修参加交通費、ピザ取得費等)	否	各年3人程度	公益財団法人AFS日本協会 Tel 03-6206-1911 Fax 03-3507-4300 資料請求 0120-51-0173	(平成23年) ※6・7月の選考で定員に達したため募集終了 (平成24年～) 未定	(平成24年～) 「AFS年間派遣プログラム選考」(詳細未定)への応募・受験が必要	http://www.afs.or.jp/	有

被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金

平成23年度第1次補正予算額 : 113億円
平成23年度第3次補正予算額 : 297億円
(平成23年度所要額 : 147億円)
(平成24年度～平成26年度所要額 : 264億円)

<事業概要>

- 東日本大震災により経済的理由から、就学等が困難となった世帯の幼児児童生徒に、緊急的な就学支援等を実施
- 既存の就学支援事業等において対象者増や単価増が見込まれるため、都道府県等の新たな負担を全額国費で支援
- 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を交付し、既に都道府県に設置されている高校生修学支援基金において区分経理した上で積み増し、資金を管理
- 3次補正予算では、平成23年度中の新たな追加需要額(約34億円)の積み増しを行うとともに、被災した幼児児童生徒への中・長期的な就学支援を行うため、平成24年度以降、当面3ヵ年(平成24年度～平成26年度)基金を延長し、就学支援を行うための経費を措置

<具体的施策>

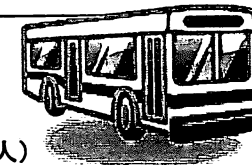
【幼稚園】

- (対象者) 震災により幼稚園への就園支援が必要となった世帯の幼児
(震災により所得階層区分が変更となった世帯の幼児も含む)
- (補助率) 10/10
(対象者数) 約4,000人 → 約7,000人
(対象経費) 保育料、入園料
(対象事業) 市町村において行う幼稚園就園奨励事業



【小・中学校】

- (対象者) 震災により就学困難となった児童生徒
(補助率) 10/10
(対象者数) 約39,000人(小学校:約26,000人・中学校:約13,000人)
(対象費目) 学用品費、通学費、学校給食費、医療費等
(対象事業) 市町村において行う就学援助事業
※ 第三次補正予算では、スクールバスの運行により通学手段の確保に係る通学費、そのほか、体育用具等を含む学用品費及びクラブ活動費について追加所要額を措置



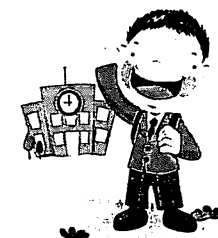
【高等学校】

- (対象者) 震災により修学困難となった生徒
(補助率) 10/10
(対象者数) 約16,000人
(対象事業) 都道府県において行う奨学金事業
※ 都道府県において、貸与要件の緩和や返還時の柔軟な対応を行うことで、手厚い修学支援が可能



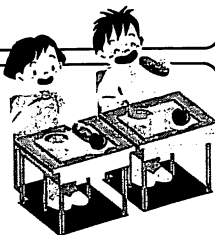
【私立学校】

- (対象者) 震災により就学等困難となった幼児児童生徒
(補助率) 10/10
(対象者数) 約6,000人
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業



【特別支援(幼・小・中・高)】

- (対象者) 震災により就学困難となった幼児児童生徒
(震災により支弁区分が変更となった者も含む)
- (補助率) 10/10
(対象者数) 特別支援学校:約360人→約434人 特別支援学級:約140人→約207人
(対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業



【専修学校・各種学校】

- (対象者) 震災により、職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
・ 専修学校高等課程・専門課程:修業年限1年以上
・ 専修学校一般課程、各種学校:原則修業年限2年以上
- (補助率) 高等課程(10/10)、その他の課程(2/3)
(対象者数) 専修学校:約2,500人→約2,800人 各種学校:約140人→約360人
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

緊急スクールカウンセラー等派遣事業

平成23年度1次補正予算額 : 3,015百万円

平成23年度3次補正予算額 : 351百万円

平成24年度予算額 : 4,702百万円【復興特別会計措置額】

平成25年度概算要求額 : 4,010百万円【復興特別会計計上額】

東日本大震災により被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復旧支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、平成23年度予算及び平成24年度予算において、スクールカウンセラー等を緊急派遣する経費を措置したところ。

これらの支援について、被災地の自治体からは平成25年度以降についても引き続き支援を要望されていることから、被災した幼児児童生徒・教職員等に対する切れ目ない心のケアや必要な支援を行うための経費を計上する。

被災地域等

関係機関

地域

教職員

児童生徒等

保護者

心のケア・助言・
援助等及び
新たな課題への対応



心のケアの対応



- ・スクールカウンセラーの派遣
臨床心理士、精神科医 等
- ・スクールカウンセラーに準ずる者の派遣
相談業務経験者、教育・福祉分野の専門的知識を有する者 等
- ・電話相談体制の整備
- ・心のケアに資するためのソーシャルワーク、学習支援

障害のある子どもへの支援



- ・外部専門家の派遣
作業療法士(OT)・理学療法士(PT)・言語聴覚士(ST)・児童精神科医 等

進路指導・就職支援



- ・緊急進路指導員の派遣
若年者の就職支援の経験を有する者、地域産業界の事情に精通する者等
- このほか、被災した高校生が首都圏で就職活動を行うための支援を実施

生徒指導体制の強化

- ・生徒指導の経験豊富な者の配置
生徒指導体制を強化するため、生徒指導に関する知識・経験豊富なアドバイザー等の配置 等